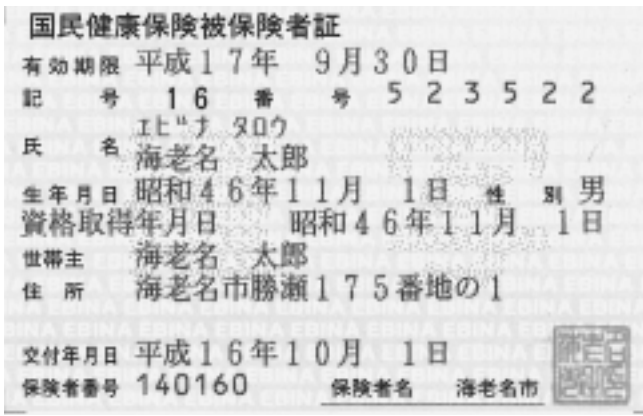


▼10月から新しくなる国民健康保険被保険証の見本(原寸)です



ひとり1枚ずつのカード様式に

現在、国民健康保険に加入している方がお持ちの「被保険者証」の有効期限は9月30日までとなっています。10月1日からは新しく、一人1枚ずつのカード様式となります。

9月上旬から順次、配達記録郵便でお届けします。世帯主あてに発送しますので、住所・氏名等のカード記載内容を確認するとともに、裏面の注意事項にも目を通してください。

●使いやすい反面 取り扱い等注意を

今までは、世帯で1枚の

10月から国民健康保険証変わります

ファミリーパートナー始動



パートナーには気楽にご相談を…

子育て支援センターでは、子どもたちを見守る地域づくりの一環として、「ファミリーパートナー」を9月1日(水)よりスタートします。



胸に名札をつけて活動

20人、支援の“愛の手”

《子育てがしやすいまち・海老名》
市内各地で活躍へ

子育て支援に関心がある市民を対象に、6月より3カ月の研修期間を終えた有志ボランティア20人が、子育てがしやすいまち「えびな」を目指して市内各地で活躍します。

子育て中の親子が困っているときに、声をかけたり手を差しのべたり…。ファミリーパートナーは、胸に名札を付けています。子育ての相談相手として、街で出会ったら気楽に声をかけてください。

☎ 同センター(☎233・6161)。

●シヨートステイの利用制度始まる

精神障害者の介護等を行っている方が、病気などで一時的に介護が困難となった場合に、精神障害者が施設に短期入所できる利用制度

が始まりました。

▽施設名 ヴァルトハイム厚木(厚木市上荻野1681の3) ▽対象 市内に居住する在宅の精神障害者の方で、次のいずれかに該当する方 ①精神保健福祉手帳を所持する方 ②精神障害を事由とする障害年金受給者 ▽利用方法 所定の申請書にご記入のうえ、障害福祉課へ提出してください。利用の可否は施設と調整後に決定します。

「救急の日」は、救急医療や救急業務について理解を深めるため、昭和57年に設けられました。市では現在、4台の高規格救急車を配置し24時間、常時救急救命処置を行える体制が整えられています。

9月9日は救急の日

24時間、救命処置体制を整備

「救急の日」は、救急医療や救急業務について理解を深めるため、昭和57年に設けられました。市では現在、4台の高規格救急車を配置し24時間、常時救急救命処置を行える体制が整えられています。



○覚えておこう ～応急手当の方法～

私たちは、いつどこで突然のけがや病気に襲われるか予測できません。何らかの原因で意識をなくした場合など、その場に居合わせ

た人の一刻も早い適切な応急手当が求められます。医師や救急隊が到着するまでに、どのような対応ができたかで、その後の経過

●消費生活視察研修

～輸入食品の現状～

市のバスで横浜港山下ふ頭に向き、輸入食品の現状について視察研修します。

▽日時 10月1日(金)
午前9時～午後5時 ▽集合場所・時間 午前8時50

分までに市役所1階ロビーへ ▽定員 15人(先着順) ※昼食等各自持参。

☎ 9月3日(金)から電話で広聴相談課広聴相談担当。

●消費生活講座

テーマ「生命保険」

生命保険の種類、必要保障額や保険見直しのポイントについて学びます。

▽日時 9月28日(火)
午前10時～正午 ▽会場 市役所703会議室 ▽テーマ

「生命保険から考える生活保障」 ▽講師 生命保険文化センター職員。

☎ 9月3日(金)から、電話またはEメールで広聴相談課へ。 ※託児あり(2歳以上・定員10人)。

☎ 同課広聴相談担当。

☎ 障害福祉課。

●障害者等有料道路割引制度改正に伴う手続き

6月1日から障害者有料道路通行料割引制度が改正され、従来の「割引証」に代わり、身体障害者手帳や療育手帳の提示で割引が適用されるようになりました。

●障害児(者)水泳教室

①身体障害児(者) ▽日時 10月4日・18日・25日の各月曜日 午後1時30分～4時 ▽会場 運動公園屋内プール。

②知的障害児(者) ▽日時 10月5日・12日・19日の各火曜日 午後1時30分～4時

分～4時 ▽会場 北部公園プール。

※①②とも対象は、医師から水泳を禁止されていない市内在住の小学生以上で、3日間とも参加できる方。小学生は保護者もプールに入れる方に限ります。定員は先着各15人。水着・水泳帽・タオルを持参してください。

☎ 9月3日(金)から電話または直接障害福祉課へ。

○まず落ちこぼれ ～救急車を呼ぶとき～

けが人や急病人が発生し、急いで病院に搬送することが必要と判断した場合に救急車を要請します。電話をかけるときは、まず落ちこぼれ、場所や状況などを正しく伝えましょう。

○月に1回実施 ～普通救命講習～

消防本部・消防署では毎月1回、市内在住・在勤で中学生以上の方を対象に、心肺蘇生法や止血法を実施する普通救命講習を実施しています。日時は広報15日号に毎回掲載。今月は19日(日)開催です。

☎ 消防総務課警防担当 (☎231・0355)。